

令和8年4月2日

(一社) 長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎
(押印省略)

「長崎さるく20周年事業」に係る業務委託について（募集要項）

長崎市においては、まち歩き観光「長崎さるく」が20周年を迎える節目にあたり、記念事業を実施いたします。

本事業は、「世界に選ばれるまち歩き交流都市」の実現を目指し、国内外からの誘客促進と地域のさらなる活性化を図るとともに、「地域と人をつなぐ持続可能なまち歩き」の推進を目的とするものです。

本事業では、ロゴデザインやキービジュアルの制作をはじめ、ポスター・チラシ、懸垂幕、のぼり等の各種広報媒体を展開し、長崎ならではの歴史や文化、人の魅力を広く発信してまいります。これにより、市民の愛着と誇りの醸成を図るとともに、来訪者の満足度向上と交流人口の拡大につなげていきます。

つきましては、本事業の趣旨を踏まえ、効果的かつ魅力的な情報発信が可能な事業者を広く募集するため、見積入札を実施いたします。多くの皆様のご応募を心よりお待ちしております。

記

1. 件名：「長崎さるく20周年記念事業」に伴う制作業務委託

2. 内容：別紙仕様書のとおり

3. 参加資格：

- (1) 当協会会員であること、または「長崎市観光まちづくりネットワーク会員」に参画する事業者であること。
- (2) 観光プロモーションに専門的な知識と豊富な実践経験を有すること。
- (3) 次に該当しないこと

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下において「暴力団員」という。)であると認められる。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 または 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

4. 契約期間：契約締結日（令和8年4月上旬予定）～令和9年3月31日（水）まで

5. 募集期間等

項目	日程
公募開始	令和8年4月2日（木）
仕様書等に関する質問期限	令和8年4月6日（月）12時まで（必着）
質問に対する回答	令和8年4月6日（月）17時予定
応募書類（見積書）の提出締切	令和8年4月7日（火）17時まで（必着）
審査結果通知（事業者決定）	令和8年4月8日（水）予定

6. 応募書類（見積書・20周年ロゴ・キービジュアル）の提出期日：

令和8年4月7日（火）17時まで（必着）※メール可

※質問がある場合は、「様式2 仕様書等に関する質問書」に記入し提出すること。

7. 応募書類の提出：見積書・20周年ロゴ・キービジュアル（任意様式）

見積書には必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること。また、内訳がわかるように記載すること。内訳については、総事業費の積算内訳を可能な限り詳細に記載し、消費税額及び合計金額がわかるように記載すること。ロゴ・キービジュアルに関してはイメージが出来るラフデザインで可。

8. 応募書類に記載する事項と注意点：

- ・提出日
- ・宛名（一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 会長 村木 昭一郎）
- ・事業者名（代表者肩書及び代表者名含む）
- ・事業者の代表印の押印
- ・件名「長崎さるく20周年記念事業」に伴う制作業務委託
- ・見積書には消費税額及び合計金額がわかるように記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、提出すること

9. 応募書類の提出先：

提出先 〒850-0862 長崎市出島町1-1 出島ワフ2階

（一社）長崎国際観光コンベンション協会 事業本部 事業推進課 恒川雄志あて

電子データ提出先：tsunekawa@nagasaki-visit.com

10. 事業者決定の審査基準

- (1) 価格配点：60点（各項目の価格が適正であるか？）
- (2) デザイン配点：40点（20周年ロゴ／キービジュアルのデザイン性について）

11. 審査結果の通知

メールにより参加申込者全員に対して通知する。

12. 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、受託者は当協会ならびに様々な関係機関と適宜協議を行い、協会の指示に従って本業務を実施するものとする。

- (2) 受託者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は長崎市に帰属するものとし、素材データもあわせて提供した上で当協会が自由に二次利用できるものとする。
- (3) 業務実施にあたり、第三者（協会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等を行うこと。
- (4) 制作に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 成果物に重大な誤りがあった場合は、受注者において、回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。
- (6) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、当協会と協議のうえ決定する。
- (8) なお、業務内容の変更等について当協会から指示等があった場合は、当協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。
- (9) 契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- (10) 今後の社会情勢やその他不可抗力等により本事業を中止する場合がある。

13. その他

- ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は審査のみに使用し、返却はしない。
- ・提出書類は非公開とし、採用された提出書類、団体名等については応募者の承諾を得た上で公開する場合がある。
- ・審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。
- ・委託予定者が決定した場合は、改めて業務内容等について詳細協議を行い、業務内容を決定した上で委託契約を締結する。その場合に、契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- ・今後の社会情勢やその他不可抗力等により本事業を中止する場合がある。

以上

【お問合せ先】
（一社）長崎国際観光コンベンション協会
事業本部 事業推進課
TEL：095-823-7423
Email：tsunekawa@nagasaki-visit.com
担当：恒川雄志